

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。

ご不明な点は税務課固定資産税係までお問い合わせください。



固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買、相続、家屋の新・増・改築、取り壊し、土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。

閲覧開始日 4月1日～（田・回・罫を除く。）

※4月1日回～5月7日罫まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳（写）の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者
- ②納税義務者
- ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族（確認が必要となります。）
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人（確認が必要となります。）
※当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人
（必ず委任状を持参してください。）
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人
（法の定めによる管理人・管財人など）
※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑧賦課期日（1月1日）以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日～5月7日
（田・回・罫を除く。）

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課
美東地域分→美東総合支所
秋芳地域分→秋芳総合支所
（各出張所では縦覧できません。）

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人
（必ず委任状を持参してください。）
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人
（確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。）

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備付縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備付のメモ用紙をお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

問い合わせ先 税務課 [☎0837(52)5234]

生活環境課からのお知らせです

家庭ごみの正しい出し方について

問い合わせ先
生活環境課 ☎0837(53)1090

1 平成31年度版「家庭ごみの正しい出し方」等の配布について

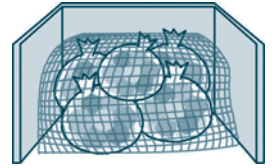
広報「げんきみね」3月1日号配布に合わせて、平成31年度版「家庭ごみの正しい出し方」「家庭ごみの分別ガイド」を配布しています。

「家庭ごみの正しい出し方」「家庭ごみの分別ガイド」は、毎年度内容の変更を行っていますので最新版を使用してください。

分別の悪いごみは収集しませんので、ごみの分別や収集日などのルールを守って正しいごみ出しをお願いします。

2 ごみ集積所(ごみステーション)の正しい利用について

ごみは、自分の住む行政区の自治会等所有の集積所など、決められた集積所に出してください。決められた場所以外へのごみ出しは、ごみの不法投棄となり、法律違反となる場合がありますので正しいご利用をお願いします。



3 スプレー缶のごみの出し方について

全国各地で、中身の残ったスプレー缶、カセットボンベがごみに出され、ごみ収集車両やごみ処理施設での火災が報道されています。

缶に穴をあけるか、「ガス抜きキャップ」で中身を全部出し切ってからごみとして出してください。

事故が起きないように、もう一度ごみの出し方を確認してください。

詳しくはエアゾール協会のホームページをご覧ください。

<http://www.aiaj.or.jp/>



スプレー缶の正しいごみの出し方

- ①缶を手で振って中身の有無を確認してください。
 - ②「シャカシャカ」「ジャブジャブ」など、音がすれば中身が残っていますので、必ず使い切ってください。
 - ③音がしなくても中身やガスが残っている場合がありますので「ガス抜きキャップ」を使用し出し切ってください。
- ※ガス抜きキャップを使用する場合は、風通しの良い火気のない屋外で行ってください。

国民健康保険の届出を忘れずに!

就職により会社の健康保険に入ったときや、退職して会社の健康保険をやめたときなどは**14日以内**に国民健康保険の届出が必要です。

		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の都道府県から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書、印かん、※
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん、※
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん、※
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん、※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん、※
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート、印かん、※
国保をやめるとき	他の都道府県へ転出するとき	保険証、印かん、※
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、保険証、印かん、※
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん、※
	国保の被保険者が死亡したとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん、※
	生活保護を受け始めたとき	在留カード、保険証、印かん、※
その他	外国籍の人がやめるとき	転入の場合は転入前の市町の転出証明書、保険証、印かん、※
	県内で住所が変わったとき	
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん、※
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、他市区町村住民票、保険証、印かん、※
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、印かん、※ (使えなくなった保険証)	
交通事故や他人の行為でけが等をしたとき	交通事故証明書など、保険証、印かん、※	

※届出の際は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。個人番号カード又は通知カードをご持参ください。

問い合わせ先 市民課 ☎0837(52)5231